

市内有料老人ホーム 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）

日頃は、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標題の件につきまして、関係者の皆様にお知らせします。別途通知「有料老人ホーム情報公表の方法及び重要事項説明書の様式変更について（通知）」の案内に伴い、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針を改正しましたので、通知します。

1 改正内容

(1) 情報開示について

様式 1 「有料老人ホーム情報公表一覧」が提出不要になったため、「市指針 13 (3) 有料老人ホーム情報の報告について」文言を変更。様式 1 の削除。

（変更内容については、別添「指針新旧対照表」を参照ください。）

(2) 重要事項説明書（別紙様式）を新様式（E x c e l 様式）へ変更。

※経緯等は別途通知「有料老人ホーム情報公表の方法及び重要事項説明書の様式変更について（通知）」を参照ください。

2 掲載場所

改正後の指針及び重要事項説明書の様式については、NAGOYA かいごネットに掲載しております。

NAGOYA かいごネット「ホーム」－「事業者向けはこちら」－「有料老人ホームの届出」

3 本通知の施行期日

令和 5 年 11 月 1 日から施行します。

名古屋市介護保険課施設指定係

電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 2 5 3 9

F A X 0 5 2 - 9 7 2 - 4 1 4 7

メール a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp